

# シリーズ：子どもの権利 子どもの権利条約が成立するまで NO.7

～もっと条例のことを知りたい。そして知ってほしい～

今年のせんなん子ども会議では、「泉南市の子どもの権利に関する条例」を、まず自分たちが学び、考え、まだ条例を知らない人に、条例のことを伝えていくことを活動内容としています。泉南市の条例を知るためには、「子どもの権利条約」を知ることが必要です。そこで、今月は「子どもの権利条約」が成立するまでをお伝えします。

1924年第一次世界大戦後、国際連盟は「ジュネーブ・子どもの権利宣言」を採択しました。「子どもの権利」が公になった最初です。

1959年第二次世界大戦後、国際連合が、ジュネーブ宣言とは別の「子どもの権利宣言」を採択しました。

1979年宣言で終わらせずに条約にしようというポーランドの提案を可決して、条約の草案づくりがはじまりました。

1989年11月20日、国連総会において全会一致で「子どもの権利条約」が採択されました。10年という歳月をかけて、宣言の10カ条は54カ条となりました。子どもの権利について国が責任をもつこと、世界の国どうしが助け合うことがはっきりし、国連が採択した人権関係の条約のなかで、最もたくさんの国が加入した条約となりました。泉南市を含め、子どもの権利に関する条例を持っている自

治体のいくつかでは、この日を「子どもの権利の日」と定めています。

1994年日本はこの条約を批准しました。2012年4月現在193の国と地域がこの条約を締結しています。

6月のせんなん子ども会議では、子どもの権利条約を見て、どの条項が一番印象に残ったかを話し合いました。その一部を紹介します。

## 29条（教育の目的）

子どもは教育の中で、自分の心や体の持つ力を伸ばしていく権利をもっています。（セーブ・ザ・チルドレン 子ども版より）

自分の心や体の持つ力を伸ばしていくということは、誰でもあたりまえと思っているけれど、本当はこんな権利があるからできているのだと思った。あたりまえと思っていることも、こんな権利があるからだとみんなにわかってほしい。（小学6年生）

皆さまも、気になる条項を探してみてください。

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局  
（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /  
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）